

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

2023 年、消費生活相談件数は 90 万件台と高止まり、被害・トラブル額の推計は過去最高の約 8.8 兆円に達した。高齢者の被害が大きな割合を占め、被害も多様化・高度化している。このような消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談窓口の充実が必要不可欠である。

地方の強化策として国による交付金等が措置され、消費生活相談員の人件費にも使える交付金（旧地方消費者行政強化交付金、現消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金）が、長年地方の相談体制を下支えしてきた。しかし、その交付金は、定められた活用期限の到来により、令和 6、7 年度に多くの地方公共団体で、令和 9 年度には全ての地方公共団体で終了する。そのような状況下で交付金が終了することにより、相談窓口の維持が困難になり、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政が後退・縮小するおそれがある。

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）の刷新及び消費生活相談のデジタル化による財政上の負担、消費生活相談員の担い手不足なども、地方消費者行政の安定的実施を妨げる要因となっている。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、地方公共団体は国の消費者行政の一端を担っている。特に、P I O－N E T 登録業務は、国の消費者行政を支える柱であり、その費用は国が負担すべきである。

よって、国において、地方消費者行政の拡充・強化を図るため、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。
- 2 P I O－N E T の刷新・消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及び P I O－N E T 登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものに対し、地方財政法第 10 条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

豊岡市議会

